

吉田町監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、教育長から監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成29年1月26日

吉田町監査委員 伊藤 利勝

吉田町監査委員 遠藤 孝子

監査の種別	監査の対象
定期監査	住吉小学校、自彊小学校、吉田中学校、中央小学校（所管課：学校教育課）
【監査意見】 （平成28年1月12日 吉監第44号）	
<p>私費会計について</p> <p>現在、町立学校の私費会計に関する規程が未制定であり、各校においては「会計事務の手引：榛原地区公立小中学校事務職員研究会編」を参考に事務処理を行っているが、学校間で一部の事務処理が異なっている事例も生じている。したがって、所管部署である教育委員会事務局においては、町立学校における私費会計の取扱いに係る管理監督者の職務と事務手続の規程策定を含めて検討し、全校において統一化された私費会計の適正かつ効率的な運営が行われるよう、全校に対する指導、監督に努められたい。</p>	
【措置の内容】 （平成29年1月20日 吉教学第1950号）	
<p>私費には、学校長が生徒の保護者から徴収する「学校徴収金」のほか、学校独自に徴収及び支払を行っているものがあり、その取扱いは、現在、学校ごと管理、運営を行っている。</p> <p>今回、学校間で一部の事務処理が異なっている事例が生じていることを受け、各学校に対して事務処理方法の点検を指示し、通帳の保有状況や事務処理上の相違点について整理した。</p> <p>これらを踏まえ、新年度から私費会計の適正かつ効率的な運営が行われるよう、関係規程の整備に着手した。</p>	

